

草津市週休2日取組指定型工事実施要領 (下水道工事版)

1. 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。週休2日の取組を指定する工事を発注することで、ワーク・ライフ・バランスの促進と誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

草津市における「草津市週休2日取組指定型工事実施要領（下水道工事版）」は滋賀県琵琶湖環境部の最新の「週休2日取組指定型工事実施要領【下水道事業版】」に基づくものとし、令和8年1月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

ただし、以下の内容については、読替を行うものとする。

3. 読替箇所

項・項目	滋賀県記載内容	草津市における読替内容
2. 概要	○対象工事は、 <u>下水道課および流域下水道事務所</u> が発注する <u>全ての工事</u> とする。ただし、以下の工事を除く。 <ul style="list-style-type: none">・現地作業が1週間に満たない工事・維持管理業務等において執行する処理場・ポンプ場の機械設備、電気設備などで部品交換等を主に行う修繕工事・災害復旧工事・単価契約工事	○対象工事は、 <u>草津市</u> が発注する <u>全ての下水道工事</u> とする。ただし、以下の工事を除く。 <ul style="list-style-type: none">・現地作業が1週間に満たない工事・維持管理業務等において執行する処理場・ポンプ場の機械設備、電気設備などで部品交換等を主に行う修繕工事・災害復旧工事・単価契約工事・<u>現場条件等により週休2日の実施が困難な工事</u>・別に同様の要領等を策定あるいは準用している工事
2. 概要	○建築工事（建築機械・建築電気含む）については「（営繕工事版）週休2日取組促進型工事実施要領（滋賀県土木交通部建築課）」によるものとする。	<u>適用しない。</u>
6. 費用（積算方法等） (2) 補正方法	なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所が週休2日に満たないものは、 <u>滋賀県建設工事請負契約約款第24条</u> の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。	なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所が週休2日に満たないものは、 <u>草津市建設工事請負契約約款第25条</u> の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。
6. 費用（積算方法等） (3) 対象工事である旨等の明示	記載例（四角囲い）中の次の内容 費用の計上にあたっては「 <u>週休2日取組指定型工事実施要領【下水道事業版】</u> 」により行う。	費用の計上にあたっては、「 <u>草津市週休2日取組指定型工事実施要領（下水道工事版）</u> 」により行う。